

2000年10月下院の命令により作成

**牛海綿状脳症 (BSE) 及び変異型クロイツフェルト・ヤコブ病 (vCJD) の  
発生とその確認及び 1996年3月20日までに取られた措置に関する調査の  
報告、証拠並びに裏付け資料**

## **BSE 調査**

### **第 14 卷**

#### **人及び家畜衛生に関する責務**

Lord Phillips of Worth Matravers  
Mrs June Bridgeman CB (全国産業審議会)  
Professor Malcolm Ferguson-Smith FRS (王立特別研究員)

下院の命令により 2000年10月刊行

ロンドン 政府刊行物発行所

## 第14巻

### 人及び家畜衛生に関する責務

調査事項、委員名及び各巻内容

脚注について

#### 1 序章 1

背景 1

法的手続き 2

法的枠組み 2

スコットランド及び北アイルランド単独の法的枠組み 3

#### 2 症状を示す家畜の確認及び管理 4

初めに 4

家畜衛生法(1981) 4

疾病の確認 5

疾病の届出 6

管理対策 6

家畜の識別及び追跡調査 9

屠畜及び補償 9

施行 10

#### 3 屠畜場における食肉衛生 11

初めに 11

屠畜場に関する規定 12

初めに 12

屠畜場法(1974)の主要条項 13

免許 13

条例 14

規則 14

人消費用食肉生産に関する規定 14

食品法(1984) 14

食品安全法(1990) 16

屠畜場の基幹施設及び条件 17

動物及び屠体の屠畜場への搬入許可 23

食肉衛生及び検査 17

初めに 17

「輸出認可」及び「国内」屠畜場の区別 18

国内屠畜場における食肉検査 19

輸出認可屠畜場における食肉検査 20

輸出認可及び国内工場における屠畜後の処理及び検査要項の比較 21

EU全体の屠畜場基準のハーモナイゼーションへの動きの影響 22

死後検査及びヒト消費用適格性の判定 22

|                              |           |
|------------------------------|-----------|
| 初めに                          | 22        |
| 検査に関する指示事項                   | 22        |
| 人消費用としての適否の判定                | 22        |
| 人消費用として不適格な肉の処理              | 24        |
| 屠畜場における食肉及び家畜委員会 (MLC)の役割    | 27        |
| 家畜衛生局(SVS)の役割                | 28        |
| 国内屠畜場                        | 28        |
| SVSの輸出認可屠畜場検査                | 29        |
| EU内部基準のハーモナイゼーション            | 29        |
| 第3章付録：人消費用として不適格な材料の処理       | 30        |
| 初めに                          | 30        |
| 屠畜場における不適格肉の滅菌               | 30        |
| 1977年の環境衛生担当官の関心事            | 33        |
| 「肉懸垂フックの操作」                  | 35        |
| 食肉(滅菌及び着色)規則(1982)           | 35        |
| 肉及び臓器の種類                     | 36        |
| 滅菌                           | 37        |
| 着色                           | 37        |
| 要項及び免除：許可用途                  | 37        |
| 屠畜場における滅菌要項                  | 37        |
| 屠畜場からの移送に関する制限               | 38        |
| 解体作業場での滅菌要項                  | 39        |
| 解体作業場からの移送制限                 | 39        |
| 屠畜場又は解体作業場以外の場所由来の不適格肉に関わる要項 | 40        |
| 肉冷凍に関する要項                    | 40        |
| 購買を目的とした肉の所持及び肉の購買に関する要項     | 41        |
| 肉貯蔵に関する要項                    | 41        |
| 設備不足又は供給過剰の場合の免除             | 42        |
| 移動に関する要項                     | 42        |
| 施行                           | 46        |
| 環境衛生協会(CIEH)の当システム批判         | 48        |
| 食肉(滅菌及び着色)(修正)規則(1984)       | 50        |
| <b>4 屠畜場経過後の赤肉衛生</b>         | <b>53</b> |
| 初めに                          | 53        |
| 食品法(1984)                    | 53        |
| 初めに                          | 53        |
| 食品基準                         | 54        |
| 食品の構成及び表示                    | 54        |
| 機械で骨から分離回収した肉(MRM)           | 56        |
| 食品安全性                        | 56        |

|                                  |           |
|----------------------------------|-----------|
| 人費用として不適格な肉                      | 56        |
| 衛生                               | 57        |
| 施設の登録及び車両の免許                     | 58        |
| 食品施設の管理                          | 59        |
| 食中毒                              | 59        |
| サンプリング及び分析                       | 59        |
| 食品安全政策に対する責務                     | 60        |
| 農漁料省(MAFF)及び保健省(DH)              | 60        |
| DH 及び地方自治体の環境衛生担当官(EH0s)との関係     | 61        |
| 総体的責務                            | 60        |
| 食品施設における遵守の問題                    | 61        |
| 食品安全法(1990)                      | 64        |
| 初めに                              | 64        |
| 適切な注意に対する抗弁                      | 64        |
| 登録・認可・検査                         | 65        |
| 表示                               | 65        |
| 食品衛生規則                           | 66        |
| 第40節 実施要領                        | 66        |
| <b>5 人消費用不適格肉の処理</b>             | <b>69</b> |
| 初めに                              | 69        |
| 不適格肉の処理に関する規定                    | 69        |
| 解体作業場の免許                         | 69        |
| 狩猟犬用犬舎の免許                        | 70        |
| 解体作業場及び狩猟犬用犬舎における不適格肉の処理         | 71        |
| 解体作業場                            | 71        |
| 狩猟犬用犬舎                           | 71        |
| レンダリング業者その他への不適格肉の委託             | 72        |
| 食肉(滅菌及び染色)規則の施行                  | 73        |
| 日常の施行                            | 73        |
| 中央政府の役割                          | 73        |
| 不適格肉の加工                          | 74        |
| 「不快をもたらす業務」遂行に対する合意              | 74        |
| 動物疾病(食品廃棄物)令                     | 75        |
| 動物疾病(蛋白加工)令(1981)                | 78        |
| 輸出用レンダリング製品証明書                   | 80        |
| <b>6 家畜飼料</b>                    | <b>81</b> |
| 初めに                              | 81        |
| 家畜飼料生産の規定                        | 81        |
| 農業法(1970)及び食品構成・表示及びサンプリングに関する規則 | 81        |
| 初めに                              | 81        |

|                           |           |
|---------------------------|-----------|
| 食品構成・表示及びサンプリング           | 82        |
| 反芻動物用複合飼料の説明              | 83        |
| 法定表示に対する情報の制限             | 83        |
| 保証                        | 84        |
| サンプリング及び分析                | 85        |
| 制定法の変化(1986-96)           | 85        |
| BSEにおける飼料表示の重要性           | 86        |
| 家畜衛生法(1981)：家畜飼料のサルモネラ菌管理 | 85        |
| 医薬品法(1968)：薬物添加飼料         | 87        |
| 農場における配合                  | 87        |
| 家畜飼料製造における交差汚染に関する実施要領    | 87        |
| <b>7 人及び動物用医薬品及び化粧品</b>   | <b>89</b> |
| 初めに                       | 89        |
| 医薬品：責務                    | 89        |
| 初めに                       | 89        |
| 英国認可機関                    | 90        |
| 認可機関に対する助言                | 90        |
| 医薬品の委託                    | 90        |
| 第4セクション委員会                | 91        |
| 保健所長及び獣医長                 | 92        |
| 英国のその他の委員会                | 93        |
| 医薬品に関連する執行機能              | 94        |
| 人用医薬品                     | 94        |
| 動物用医薬品                    | 95        |
| 欧州の医薬品に関する責務              | 97        |
| 欧州医薬品評価機関                 | 97        |
| CPMP 及び CVMP              | 97        |
| 医薬品：認可制度                  | 97        |
| 本法が扱う薬品                   | 97        |
| 医薬品の認可                    | 97        |
| 認可                        | 98        |
| 認可申請及びその処理                | 98        |
| 新規免許認可                    | 98        |
| 既存の認可：更新・停止・取消し及び変更       | 101       |
| モニタリング・検査及び施行             | 101       |
| 初めに                       | 101       |
| 有害反応                      | 102       |
| 検査                        | 102       |
| 施行                        | 103       |
| 非法定管理                     | 103       |

|                            |            |
|----------------------------|------------|
| 情報開示に関する制限                 | 103        |
| EC 規制及びその英国法におけるその履行       | 104        |
| 分散システム                     | 104        |
| 集中システム                     | 104        |
| 英国におけるEU規制の履行              | 104        |
| 医療機器                       | 104        |
| 責務                         | 104        |
| 制定法による規制                   | 104        |
| 非制定法による統制                  | 104        |
| 化粧品                        | 106        |
| 責務                         | 106        |
| 規則上の枠組み                    | 106        |
| 化粧品推令                      | 106        |
| 英国法における履行                  | 108        |
| 施行                         | 108        |
| <b>8 公害規制及び廃棄物処理</b>       | <b>112</b> |
| 初めに                        | 110        |
| 公害規制の起源                    | 111        |
| 第1部：1986年発効の制定法            | 112        |
| 公害規制法(1974)                | 112        |
| 固形廃棄物                      | 113        |
| 特別廃棄物                      | 114        |
| 水質汚染                       | 114        |
| 大気汚染                       | 114        |
| 要約                         | 114        |
| 家畜排泄物及び農場汚染 1986年          | 115        |
| 農場における家畜処分                 | 115        |
| 農場におけるその他の廃棄物処分            | 116        |
| 農場における廃棄物利用                | 116        |
| 要約                         | 119        |
| 農場由来の廃棄物及び汚染 1986年         | 119        |
| 廃棄食物・蛋白加工業における廃棄及び汚染       | 119        |
| その他の家畜排泄物加工業における廃棄及び汚染     | 119        |
| 大気汚染規制                     | 122        |
| 水質汚染規制                     | 124        |
| 1986年の廃棄及び汚染規制様式の要約        | 125        |
| 第 部 1986年以降の廃棄及び汚染規制における変化 | 126        |
| 欧州での経過                     | 126        |
| 廃棄物の枠組み令                   | 126        |
| 修正令(1991)                  | 127        |

|                                  |             |
|----------------------------------|-------------|
| その他の欧州廃棄物制定法                     | 128         |
| グレートブリテンにおける廃棄物及び汚染に関する制定法       | 1986年以後 128 |
| 固形廃棄物処分及び汚染                      | 128         |
| 廃棄物回収及び処分規則(1988)                | 128         |
| 汚泥(農業用)規則(1989)                  | 130         |
| 環境保護法(1990)                      | 131         |
| 農業施設由来の廃棄物                       | 131         |
| 認可廃棄物システム                        | 131         |
| 免除の認可                            | 133         |
| 特別廃棄物                            | 137         |
| 臨床廃棄物                            | 138         |
| 水中への排出及び水質汚染                     | 139         |
| 大気汚染規制                           | 141         |
| 規則(1989)                         | 141         |
| 規則(1991)                         | 142         |
| 加工に関する指導針覚書及び地方自治体に対する指導         | 148         |
| 政府による地方自治体への助言                   | 145         |
| 免除焼却炉                            | 146         |
| 結論                               | 147         |
| <b>9 労働衛生：職場等における保健安全法(1974)</b> | <b>148</b>  |
| 初めに                              | 148         |
| 職場等における保健安全法 (1974)              | 148         |
| 初めに                              | 148         |
| 1974年法に基づく義務                     | 149         |
| 雇用者の被雇用者に対する義務                   | 149         |
| 職場における被雇用者その他の一般的義務              | 149         |
| 被雇用者以外の者に対する雇用者及び自営業者の義務         | 149         |
| 被雇用者以外の者に対する施設関係者の一般的義務          | 149         |
| 製造業者、輸入業者及び供給業者の義務               | 149         |
| 規則及び実施要領                         | 149         |
| 保健安全委員会(HSC)及び保健安全実行委員会(HSE)     | 150         |
| 初めに                              | 150         |
| 保健安全委員会                          | 150         |
| 概要                               | 151         |
| HSC 諮問委員会                        | 151         |
| 保健安全部(HSE)                       | 152         |
| 初めに                              | 152         |
| HSE の医療                          | 152         |
| 技術・科学・医療班(TSMG)                  | 154         |
| 北アイルランド                          | 154         |

|               |     |
|---------------|-----|
| 国内圧力団体        | 154 |
| 1974年法の施行     | 154 |
| 検査官及びその権限     | 154 |
| 視察団           | 155 |
| 北アイルランドにおける施行 | 155 |
| <b>主な用語</b>   | 156 |
| <b>人名</b>     | 158 |
| <b>索引</b>     | 160 |

### **本 BSE 調査における付託事項**

英国における BSE 及び変異型 CJD の出現及び確認の経過、それに対する 1996 年 3 月 20 日までの対応措置を明らかにし検討するため、又当時のそれに関する知識の状態を鑑みながらその対策が十分であったかどうか結論を下すため、又これらに関する事柄を農水食料省大臣、保健省大臣及びスコットランド、ウェールズ及び北アイルランド大臣に報告するために実施する。

### **委員名**

フィリップス卿、Worth Matravers, 記録長官  
ジューン・ブリッジマン氏、全国産業審議会 (CB)  
マルコム・ファーガソン-スミス博士、MBChB, FRCPath, FRCP(Glasg.), FmedSci, FRSE,  
王立学会特別研究員 (FRS)

### **各巻内容**

- 1 調査結果と結論
- 2 科学
- 3 初期 1988-89
- 4 サウスウッド委員会 1988-89
- 5 家畜の衛生、1989-96
- 6 ヒトの保健、1989-96
- 7 医薬品及び化粧品
- 8 変異型 CJD
- 9 ウェールズ、スコットランド及び北アイルランド
- 10 経済的衝撃及び国際貿易
- 11 サウスウッド以後の科学者
  
- 12 畜産業
- 13 加工及び管理産業
- 14 ヒト及び家畜の衛生に関する責務
- 15 政府及び行政機関
  
- 16 参考資料



## 脚注についての説明

BSE 調査における審議の過程で、口頭によるヒアリングの記録とともに何千もの文書が公表されている。これらの文書は、本調査による時間的経過に沿った説明、議論および結論の根拠となる文献証拠となった。これら文書の出典について、脚注では、BSE 調査委員会の文書整理システムに基づいたコード番号によって記載する。なお、これらの文書は以下の 2 つの方法で一般参照が可能である。

- 公文書館は、これらの文献証拠を CD-ROM で所蔵しているのでこれを参照する。
- BSE ウェブサイト ([www.bseinquiry.gov.uk](http://www.bseinquiry.gov.uk)) を参照する。

### コード「YB」(例：YB88/12.22/4.1)

YB は、「Year Books (年報)」をさす。これらは、年ごとに年代順に収集した文書である。文書の出典は様々であるが、その多くは書簡、覚書および部局会議議事録である。例として、上記のコードは、1988 年 12 月 22 日付 (YB88/12.22) の文書で、同日に 4 番目に提出されたものであり、具体的にはその 1 頁目をさしている (4.1)

### コード「S」(証人供述書)(例：S387 Tomlinson para. 6)

証人による供述は、BSE 調査委員会に文献証拠として提出される。上記の例では、「S」はこの文献証拠が証人供述に分類され、供述書番号 387 の 6 節であることを示している。また、「Tomlinson」は、この文書がバーナード・トムリンソン卿によって書かれたものであることを示す。1 人の証人から複数の供述書が提出された場合には、これらは「S387」, 「S387A」等として分類される。

### コード「T」(口頭ヒアリング記録)(例：T40 pp. 121-2)

証人の多くが BSE 調査委員会に対し口頭による供述を行っており、コード「T」は、その文書が該当するヒアリングの内容を書き取ったものであることを示す。上記の例では、口頭ヒアリング第 40 日、121～122 頁をさしている。

### コード「IBD」(例：IBD1 tab 2 para. 5.3.5)

これらは、農漁業食糧省より提供された公表資料集「Initial Background Documents (調査開始時の背景文書)」をさす。この例は、そのような背景文書の最初のファイルまたは「書類の束」をさし、そのうちの 2 番目の文書をさす。この場合、該当する文書は、BSE に関するサウスウッド委員会調査報告書の 5.3.5 節である。

### コード「M」(例：M29 tab 3)

これらは、様々な出典からのさらに膨大な資料である(「M」は「Materials (資料)」をさす。) これらの資料は、「調査開始時の背景文書」および以下に記載する一連の資料と同様に、連続する書類の束として保管されている。

### コード「L」(例：L3 tab 6)

これらは、法規(規則(規制、命令等)および法令)をさし、一般に出版物として入手可能なものであ

る。ヒアリングにおいて最も頻繁に参照する法規については、便宜上、一連の「L」の書類の束に保管した。

**コード「DM」(例：DM01)**

農漁業食糧省 (MAFF) からの文書

**コード「DH」(例：DH01)**

保健省からの文書

**コード「DW」(例：DW01)**

ウェールズ省からの文書

**コード「DS」(例：DS01)**

スコットランド省からの文書

**コード「DN」(例：DN01)**

北アイルランド省からの文書

**コード「DO」(例：DO01)**

その他の省からの文書

**コード「SEAC」(例：SEAC1)**

海綿状脳症諮問委員会 (Spongiform Encephalopathy Advisory Committee) に関連する文書

**コード「FEG」(例：FEG1)**

ラミング委員会 (飼料に関する専門家グループ (Expert Group on Animal Feedingstuffs)) に関連する文書

**コード「Tyrrell」(例：Tyrrell1)**

海綿状脳症研究に関する諮問委員会 (Consultative Committee on Research into Encephalopathies) (委員長：デイビッド・ティレル博士) に関連する文書